



栃木県公報

令和 7 (2025) 年
10月15日 (水)
号 外
第 46 号

目 次

条 例

○栃木県県税条例等の一部改正	2
○栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正	5

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県県税条例等の一部改正（栃木県条例第31号）

- 1 法人県民税に係る法人税割の税率の特例措置（超過課税）について、適用期間を5年間延長すること等のため、所要の改正をすることとしました。
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、一部を除き、公布の日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（栃木県条例第32号）

- 1 企業職員が部分休業の承認を受けた場合における給与の取扱いに関し必要な事項を定めるため、所要の改正をすることとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 1 栃木県条例等の一部を改正する条例
- 2 栃木県企業局企業職員の給与の種額及び基準に関する条例の一部を改正する条例

令和 7 年10月15日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第31号

栃木県条例等の一部を改正する条例

(栃木県条例の一部改正)

第 1 条 栃木県条例 (平成17年栃木県条例第 5 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(県民税の納税義務者) 第19条 略 2 略 3 公益法人等 (法人税法第 2 条第 6 号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合及び敷地分割組合、地方自治法第260条の 2 第 7 項 (地縁による団体) に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律 (平成 6 年法律第106号) 第 7 条の 2 第 1 項 (変更の登記) に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第 2 条第 2 項 (定義) に規定する特定非営利活動法人をいう。) のうち法第25条第 1 項第 2 号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割 (法人税法第74条第 1 項 (確定申告) の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。) は、第 1 項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。 4 ・ 5 略	(県民税の納税義務者) 第19条 略 2 略 3 公益法人等 (法人税法第 2 条第 6 号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合 及び敷地分割組合、地方自治法第260条の 2 第 7 項 (地縁による団体) に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律 (平成 6 年法律第106号) 第 7 条の 2 第 1 項 (変更の登記) に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第 2 条第 2 項 (定義) に規定する特定非営利活動法人をいう。) のうち法第25条第 1 項第 2 号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割 (法人税法第74条第 1 項 (確定申告) の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。) は、第 1 項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。 4 ・ 5 略
(税額控除の対象となる寄附金の範囲) 第21条の 2 法第37条の 2 第 1 項第 3 号 (寄附金税額控除) に規定する条例で定める寄附金は、次に掲げる寄附金とする。 (1) ・ (2) 略	(税額控除の対象となる寄附金の範囲) 第21条の 2 法第37条の 2 第 1 項第 3 号 (寄附金税額控除) に規定する条例で定める寄附金は、次に掲げる寄附金とする。 (1) ・ (2) 略

(3) 所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金のうち、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条（公益信託の効力）又は附則第4条第1項（旧公益信託の新法の規定による公益信託への移行）の規定により知事の認可を受けた公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連するもの (4)・(5) 略 附 則 (県民税の法人税割の税率の特例) 第21条 平成8年5月1日から令和13年4月30日までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第31条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。 (狩猟税の税率の特例) 第30条 平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であって、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条（狩猟者登録の申請）に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可）（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第6条第1項（対象鳥獣の捕獲等の許可に係る鳥獣保護管理法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第161条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第10項（定義等）に規定する狩猟期間という。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。 2 略	(3) 公益信託（受益の範囲が県内に限られるものに限る。）の信託財産とするために支出した金銭のうち、<u>所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるもの</u> (4)・(5) 略 附 則 (県民税の法人税割の税率の特例) 第21条 平成8年5月1日から令和8年4月30日までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第31条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。 (狩猟税の税率の特例) 第30条 平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であって、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条（狩猟者登録の申請）に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可）（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第6条第1項（対象鳥獣の捕獲等の許可に係る鳥獣保護管理法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第161条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項（定義等）に規定する狩猟期間という。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。 2 略
---	---

(栃木県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 栃木県県税条例の一部を改正する条例（平成 19 年栃木県条例第 37 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 （信託法の制定に伴う県民税及び事業税に関する経過措置） 第 5 条 新条例第 19 条、第 35 条、第 54 条から第 56 条まで、第 58 条及び第 60 条並びに附則第 21 条の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたものに限る、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 109 号）第 3 条第 1 項、第 6 条第 1 項、第 11 条第 2 項、第 15 条第 2 項、第 26 条第 1 項、第 30 条第 2 項又は第 56 条第 2 項の規定により同法第 3 条第 1 項に規定する新法信託とされた信託（以下この条において「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託及び公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）附則第 4 条第 1 項に規定する移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。	附 則 （信託法の制定に伴う県民税及び事業税に関する経過措置） 第 5 条 新条例第 19 条、第 35 条、第 54 条から第 56 条まで、第 58 条及び第 60 条並びに附則第 21 条の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたもの限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 109 号）第 3 条第 1 項、第 6 条第 1 項、第 11 条第 2 項、第 15 条第 2 項、第 26 条第 1 項、第 30 条第 2 項又は第 56 条第 2 項の規定により同法第 3 条第 1 項に規定する新法信託とされた信託（以下この条において「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託

を除く。）については、
なお従前の例による。

(栃木県県税条例及び栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正)
第 3 条 栃木県県税条例及び栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年栃木県条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 第 3 条 略 2 8 年新条例第 54 条第 1 項第 1 号イ（8 年新条例附則第 23 条の 3 の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下のもの若しくは同号イに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないもの又は前事業年度にこの項の規定の適用を受けた法人（8 年新条例第 54 条第 1 項第 1 号イ（8 年新条例附則第 23 条の 3 の規定により読み替えて適用する場合を除く。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下のもの又は同号イに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないものに限	附 則 第 3 条 略 2 8 年新条例第 54 条第 1 項第 1 号イ（8 年新条例附則第 23 条の 3 の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下のもの又は同号イに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないもの

る。) のうち同号イ (ア) 又は (イ) に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度分の事業税について 8 年新条例第 58 条の規定により申告納付すべき事業税額 (以下「令和 8 年度分基準法人事業税額」という。) が、当該法人が行う事業に対する当該事業年度の事業税について当該法人を同号イに掲げる法人とみなした場合に 8 年新条例第 58 条の規定により申告納付すべき事業税額 (以下「比較法人事業税額」という。) を超える場合には、当該超える金額の 3 分の 2 に相当する金額 (当該金額に 100 円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が 100 円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額) は、令和 8 年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度分の事業税について 8 年新条例第 58 条の規定により申告納付すべき事業税額 (以下「令和 9 年度分基準法人事業税額」という。) が、比較法人事業税額を超えない場合には、当該超える金額の 3 分の 1 に相当する金額 (当該金額に 100 円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が 100 円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額) は、令和 9 年度分基準法人事業税額から控除するものとする。	の うち同号イ (ア) 又は (イ) に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度分の事業税について 8 年新条例第 58 条の規定により申告納付すべき事業税額 (以下「令和 8 年度分基準法人事業税額」という。) が、当該法人が行う事業に対する当該事業年度の事業税について当該法人を同号イに掲げる法人とみなした場合に 8 年新条例第 58 条の規定により申告納付すべき事業税額 (以下「比較法人事業税額」という。) を超える場合には、当該超える金額の 3 分の 2 に相当する金額 (当該金額に 100 円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が 100 円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額) は、令和 8 年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度分の事業税について 8 年新条例第 58 条の規定により申告納付すべき事業税額 (以下「令和 9 年度分基準法人事業税額」という。) が、比較法人事業税額を超えない場合には、当該超える金額の 3 分の 1 に相当する金額 (当該金額に 100 円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が 100 円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額) は、令和 9 年度分基準法人事業税額から控除するものとする。
--	--

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第 1 条中栃木県県税条例第 19 条の改正規定及び第 2 条の規定 令和 8 年 4 月 1 日

(2) 第 1 条中栃木県県税条例第 21 条の 2 の改正規定及び次項の規定 令和 9 年 1 月 1 日
- 2 所得税法等の一部を改正する法律 (令和 6 年法律第 8 号) 附則第 3 条第 1 項の規定の適用における第 1 条の規定による改正後の栃木県県税条例第 21 条の 2 (第 3 号に係る部分に限る。) の規定の適用については、同条第 3 号中「もの」とあるのは「もの (所得税法等の一部を改正する法律 (令和 6 年法律第 8 号) 附則第 3 条第 1 項の規定によりなされる金銭のうち、同項の特定公益信託 (受益の範囲が県内に限られるものに限る。) の信託財産とするために支出したものを含む。) 」とする。

(税務課)

栃木県条例第 32 号

栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和 41 年栃木県条例第 53 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(給与の減額) 第 17 条 略			(給与の減額) 第 17 条 略		

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により子に含まれるものとされる者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことをいう。））、修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者の権限を行う知事が指定する教育施設における修学のため、2年を超えない期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。））、高齢者部分休業（当該職員が当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（令和4年栃木県条例第29号）第2条に規定する定年退職日をいう。以下この項において同じ。）から5年を超えない期間遡った日後の日で、当該職員が申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。））、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の管理者の権限を行う知事が指定する者で、負傷、疾病、老齢等により管理者の権限を行う知事が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、管理者の権限を行う知事が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により子に含まれるものとされる者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことをいう。））、修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者の権限を行う知事が指定する教育施設における修学のため、2年を超えない期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。））、高齢者部分休業（当該職員が当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（令和4年栃木県条例第29号）第2条に規定する定年退職日をいう。以下この項において同じ。）から5年を超えない期間遡った日後の日で、当該職員が申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。））、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の管理者の権限を行う知事が指定する者で、負傷、疾病、老齢等により管理者の権限を行う知事が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、管理者の権限を行う知事が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（企業局）